

資料4

令和6年度障害者基幹相談支援センター運営評価の実施について

1 目的

障害者基幹相談支援センターが、市が定めた仕様書及び運営方針に沿って運営されているかを点検することにより、センターの業務水準の維持、向上を図る。また、自己評価結果等について地域自立支援協議会に諮り、市のホームページ等にて公表することでセンター運営の客観性を確保する。

2 根拠

地域生活支援事業実施要綱の以下の記載による。

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。

3 実施方法

- (1) 各区障害者基幹相談支援センターにて自己評価を実施。
- (2) 障害福祉サービス課担当者により、各区障害者基幹相談支援センターが人員、設備等の基準を満たしているか等を実地に調査。
- (3) 既に提出されている年次実績報告、(1) の自己評価結果、(2) の実地調査結果について、地域自立支援協議会全体会にて意見聴取を実施。
- (4) 既に提出されている年次実績報告、(1) の自己評価結果、(2) の実地調査結果、(3) の地域自立支援協議会意見について、市のホームページにて公表。

4 評価項目について

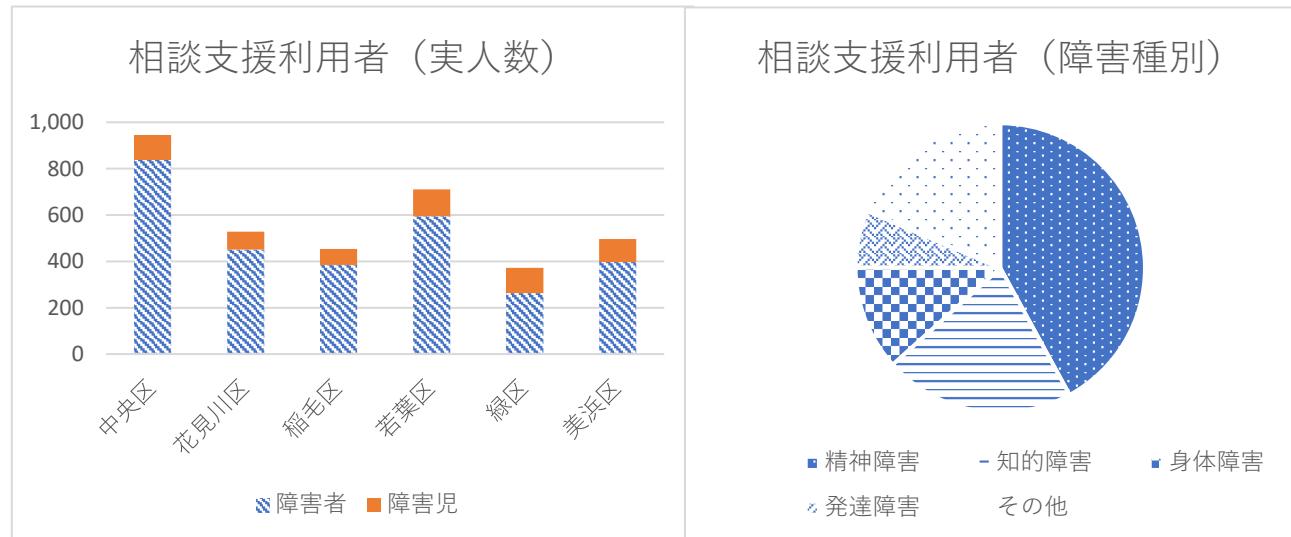
自己評価、実地調査項目については、市が定めた仕様書及び運営方針に沿った項目とする。

令和6年度障害者基幹相談支援センター運営状況一覧

事業所設置区名		中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
人員配置基準 (常勤換算)	専門職員数	6人以上	5人以上	5人以上	5人以上	5人以上	4人以上
	事務職員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
計画(障害児) 相談支援との 兼務の状況	兼務職員数の推移	R6.4.1	0人	0人	2人	0人	2人
		R7.4.1	0人	0人	1人	0人	3人
相談支援実績	兼務利用者数の推移	R6.4.1	0人	0人	18人	0人	30人
		R7.4.1	0人	0人	4人	0人	10人
	利用者実人数 (R5年度実績)	945人 (944人)	528人 (505人)	453人 (486人)	710人 (471人)	372人 (518人)	496人 (478人)
	相談支援件数 (R5年度実績)	10,421件 (8,154件)	5,650件 (4,222件)	6,479件 (6,259件)	7,506件 (5,171件)	3,360件 (3,824件)	6,024件 (4,352件)
業務時間外の緊急時支援件数		5件	2件	17件	1件	7件	2件
地域の相談支 援体制の強化 の取組	相談支援事業者に対する指導・助言の件数	307件	56件	200件	121件	68件	166件
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	72件	26件	42件	7件	41件	32件
	相談機関との連携強化の取組の実施件数	122件	201件	159件	84件	139件	117件
自己評価結果	「はい」と答えた項目数	50(89.3%)	48(85.7%)	52(92.9%)	52(92.9%)	53(94.6%)	50(89.3%)
	「いいえ」と答えた項目数	1(1.8%)	0(0%)	0(0%)	2(3.6%)	0(0%)	3(5.4%)
	「どちらともいえない」と答えた項目数	3(5.4%)	3(5.4%)	0(0%)	1(1.8%)	0(0%)	1(1.8%)
	「該当なし」と答えた項目数	2(3.6%)	5(8.9%)	4(7.1%)	1(1.8%)	3(5.4%)	2(3.6%)
市による実地調査の結果		適正	適正	適正	適正	適正	指摘あり

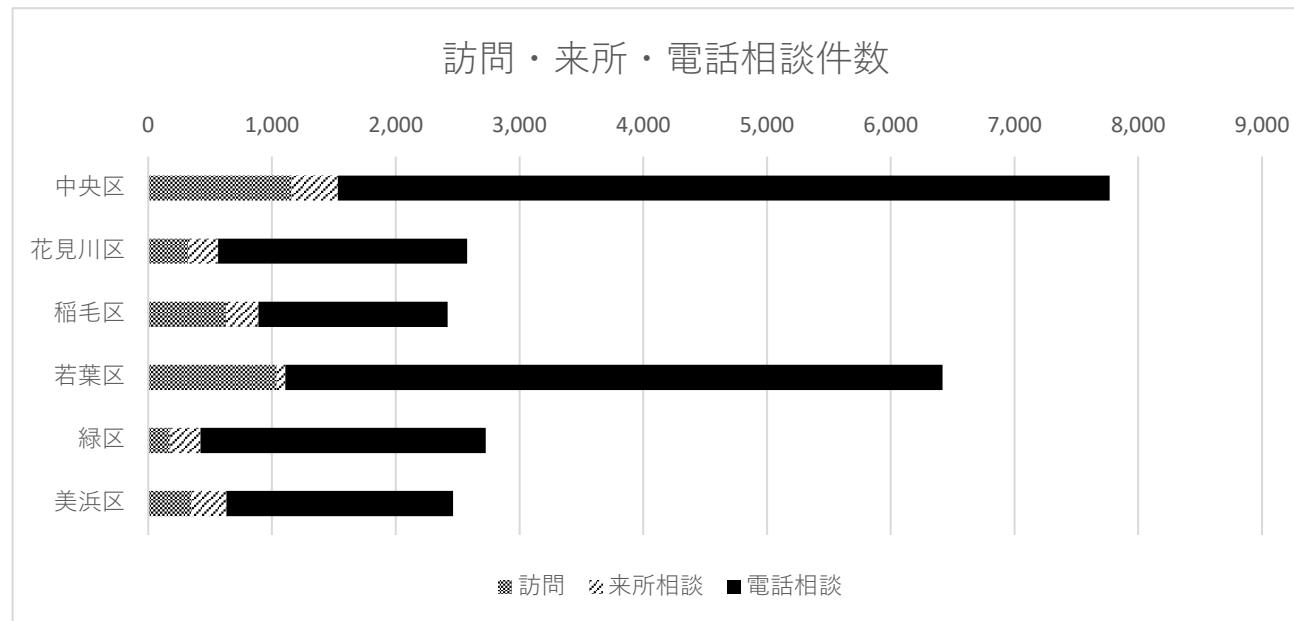
1 相談支援を利用している障害者等の人数（令和6年度）

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	
障害者	中央区	837	112	3	156	386	3	0	177
	花見川区	451	51	3	109	203	18	5	104
	稲毛区	384	54	1	80	223	14	6	16
	若葉区	594	85	1	127	306	15	1	59
	緑区	263	25	3	49	158	4	0	24
	美浜区	397	63	1	78	213	47	8	47
	小計	2,926	390	12	599	1,489	101	20	427
障害児	中央区	108	6	3	46	14	9	0	30
	花見川区	77	3	3	38	1	10	1	25
	稲毛区	69	4	4	26	5	21	1	10
	若葉区	116	6	2	30	4	18	0	56
	緑区	109	9	2	15	11	29	0	43
	美浜区	99	7	6	20	3	44	0	29
	小計	578	35	20	175	38	131	2	193
計	3,504	425	32	774	1,527	232	22	620	



2 支援方法（令和6年度）

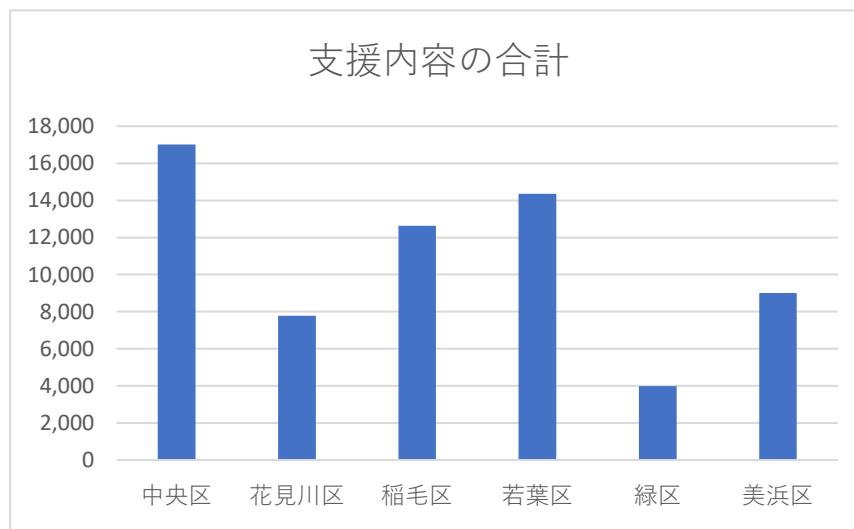
	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	オンライン相談	個別支援会議	関係機関	その他	計
中央区	1,156	376	486	6,237	971	0	181	991	23	10,421
花見川区	322	242	95	2,013	80	2	51	2,844	1	5,650
稻毛区	629	262	279	1,529	296	2	65	3,417	0	6,479
若葉区	1,037	72	271	5,310	240	0	86	367	123	7,506
緑区	174	248	202	2,306	163	0	60	207	0	3,360
美浜区	348	283	248	1,831	482	0	61	2,749	22	6,024
合計	3,666	1,483	1,581	19,226	2,232	4	504	10,575	169	39,440



3 支援内容（令和6年度）

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
中央区	2,327	4,151	2,378	613	208	1,754	1,399	1,906	711	222	332	1,010	17,011
中央区(再掲) ピアカウンセラー	4	9	6	0	0	7	2	0	4	6	0	0	38
花見川区	2,903	1,348	988	784	114	350	234	745	195	6	46	75	7,788
稻毛区	4,332	1,778	1,571	1,121	328	660	696	1,454	460	28	134	67	12,629
若葉区	4,431	1,536	1,470	1,559	168	590	729	1,685	265	46	135	1,736	14,350
緑区	1,985	95	542	127	184	185	193	281	117	33	63	172	3,977
美浜区	2,515	3,071	1,142	502	168	486	568	215	167	16	110	46	9,006
合計	18,493	11,979	8,091	4,706	1,170	4,025	3,819	6,286	1,915	351	820	3,106	64,761

※ピアカウンセラーの配置は、中央区のみ。



4 支援開始時間帯（令和6年度）

中央区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	4,697	4,347	964	29	9	239
閉所日（日祝）	50	41	27	8	5	5
計	4,747	4,388	991	37	14	244

開所時間内	9,044	87%
開所時間外	1,377	13%
計	10,421	

花見川区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	2,589	2,932	89	6	0	13
閉所日（日祝）	5	8	5	0	2	1
計	2,594	2,940	94	6	2	14

開所時間内	5,521	98%
開所時間外	129	2%
計	5,650	

稻毛区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	2,872	2,982	478	3	0	134
閉所日（日祝）	3	3	1	1	0	2
計	2,875	2,985	479	4	0	136

開所時間内	5,854	90%
開所時間外	625	10%
計	6,479	

若葉区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	3,873	3,303	218	0	2	107
閉所日（日祝）	2	1	0	0	0	0
計	3,875	3,304	218	0	2	107

開所時間内	7,176	96%
開所時間外	330	4%
計	7,506	

緑区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	1,535	1,570	220	0	0	35
閉所日（日祝）	0	0	0	0	0	0
計	1,535	1,570	220	0	0	35

開所時間内	3,105	92%
開所時間外	255	8%
計	3,360	

美浜区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	2,964	2,274	643	10	5	95
閉所日（日祝）	7	12	12	0	1	1
計	2,971	2,286	655	10	6	96

開所時間内	5,238	87%
開所時間外	786	13%
計	6,024	

合計

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	18,530	17,408	2,612	48	16	623
閉所日（日祝）	67	65	45	9	8	9
計	18,597	17,473	2,657	57	24	632

開所時間内	35,938	91%
開所時間外	3,502	9%
計	39,440	

令和6年度 実績報告書（4月～3月）

中央区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施 業務時間外の緊急時支援の内容	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり 別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） 地域の相談支援体制の強化の取組	<p>あんしんケアセンター等と連携し、各種相談への対応を実施した。 ※詳細は、月次報告のとおり（4月：23件、5月：24件、6月：34件、7月：19件、8月：29件、9月：21件、10月：22件、11月：28件、12月：20件、1月：20件、2月：22件、3月：45件）</p> <p>・中央区意見交換会（4/11・6/13・8/8・10/10・12/12・2/13） ・全区合同研修（5/9・7/11・9/12・11/14・1/9・3/13） ・6区合同研修委員会（4/15・5/20・12/16・1/20・2/17・3/17・3/31） ・医ケアコア会議（4/3・6/5・8/7・10/2・12/4・2/6・3/10） ・こども若者未来会議打ち合わせ（5/21・6/25・7/1・8/15・8/21・9/18・10/7） ・中核大会打合せ（7/31・8/15） ・中央区あんしんケアセンター管理者会議（4/1・5/6・6/3・7/1・8/5・9/4・10/2・11/6・12/2・1/6・2/3・3/3） ・生活自立支援調整会議参加（4/30・5/28・6/25・7/29・8/26・9/24・10/29・11/26・12/24・1/28・2/25・3/25） ・こども若者未来会議（10/20・12/5） ・千葉市キャリアセンター意見交換会（4/16・6/5・8/6・10/8・12/6・2/18） ・8050問題を考える講演会打ち合わせ（9/17・9/25） ・強度行動障害勉強会・小児リエゾン・医ケアっ子の未来を語る千葉の会 ・東部児相ケース・基幹相談支援センター職員研修・千葉みなとリハ、あんしん、在宅医療と研修企画・にも事業、松波地区福祉フェア・人と医者をつなぐ就労支援研究会打ち合わせ・千葉市救急需要対策会議・千葉県地域生活支援拠点大会・地域生活拠点・医親法の勉強会・重心の就労と報酬に関する意見交換・千葉県相談支援部会・EyeMoT・就労部会主催、就労AB交流会・中央区実践報告会・千葉リハにて就労の研修会・相談支援専門員現任研修のファシリテーター・中央区、美浜区相談支援事業所意見交換会 ・精神医療を考える会・千葉県基幹相談大会・高齢障害支援課の虐待ケース・生活自立中央のケースに同行・児童発達支援センターの役割意見交換会 ※詳細は月次報告の通り</p>
	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療・教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	<p>・定期的に主催した会議：子どもの未来を考える会（計6回）・防災対策部会避難訓練（計2回）・8050部会（毎月）・医療的ケア部会（毎月）・行動障害のある方の居場所を考える会（不定期）・医療的ケアのある方のショート受け入れを考える会（毎月） ・定期的に出席した会議：県中核相談ネットワーク会議（毎月）・就労部会（毎月）・市生活自立仕事相談センター会議（毎月）・地域移行「広め隊」（毎月）・キャリアセンター主催地域意見交換会（隔月）・中央区あんしんケアセンター管理者会議・各種意見交換会 ※詳細は月次報告書のとおり</p>
	学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	学校：仁戸名特支・市立養護・千葉大学・若松中学・市原特支つるまい風の丘分校・生浜中学校・植草大学・流山特支・成田国際・千葉市高等特支・市川大野特支・生浜高校・幕張東中学校・土岐幼稚園・淑徳大学・千葉北高校 企業等：共同工芸社・新日鉄君津・拓匠開発 その他：東部児相・篠崎病院・千葉大付属病院・星久喜公民館・社労士事務所・千葉県教育委員会・都町公民館・古川電工アドバンス・千葉都市モノレール
	地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	1/17 セルフプランの方で、入所している埼玉事業協会に家族と同い、モニタリングなどをする。
	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	公民館事業の打ち合わせ 弁護士の退院請求対象者に同席

4	地域移行・ 地域定着の 促進の取組	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害当事者の茶話会（4/13、1/27、5/11、5/25、7/3、8/6、9/3、10/3、11/13、12/10、1/8、2/12、3/4） ・広め隊出席（4/19、5/17、7/19、8/16、9/18、10/16、12/18） ・家族の集い開催（4/24、5/29、12/12、） ・一緒に話そう・若者の居場所の開催（7/5、8/9、12/20、3/4） ・拠点コディネーター会議出席（4/23、6/27、8/29、10/24、11/5、12/26、2/27） ・緑区縁日開催・地域生活支援拠点登録事業所向け勉強会開催・拠点シェルター情報共有会出席・拠点大会打ち合わせ・回復期からの退院支援・千葉市地域生活支援拠点大会・地域生活支援拠点研修会開催・にも事業（深め隊）リカバリーストーリー研修参加・にも事業（全体）研修・交流会参加・行動障害を考える会打ち合わせ参加・下総精神医療センターCPA会議出席・地域生活支援拠点研修会 <p>※詳細は月次報告の通り</p>
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営	<ul style="list-style-type: none"> 千葉市基幹相談支援センターネットワーク会議（4/2・5/7・6/4・7/2・8/6・9/3） 中央区8050部会開催（4/18・5/16・6/20・7/18・8/15・9/19・10/17・11/21・12/19・1/16・2/20・3/19） 中央区医ケア部会開催（4/18・5/16・6/20・7/18・8/15・9/19・10/17・11/21・12/19・1/16・2/20・3/19） 中央区防災部会開催（5/16・6/20・7/18・11/21） 地域部会（4/22・6/24・8/26・10/28・12/16・2/17） 中央区児童通所との意見交換会（6/6・9/25・11/19・2/18・3/14） 運営事務局会議（5/23・7/25・9/26・11/28・1/23・3/27） 医療的ケアコア会議（再掲） 中央区意見交換会（再掲） ・千葉市合同研修会・就労部会出席・就労移行意見交換会出席・行動障害を考える会・地域生活支援拠点会議・地域生活支援拠点CO会議・自立支援協議会全体会出席・児童発達支援センターの役割 <p>※詳細は月次報告の通り</p>
6	権利擁護・ 虐待の防止	<p>成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援</p> <p>障害者等に対する虐待を防止するための取組</p>	<p>後見申し立てにあたり医師に相談（4月：1回、5月：1回） 後見申し立てに向けた弁護士との家族相談（6月：1回） 後見申し立てに向けた弁護士との本人面談（6月：1回、2月：2回） 後見申し立てを検討するための弁護士との本人面談（7月：1回） 保佐申し立てのための弁護士との本人面談（7月：1回・8月：1回） 来所面談にてご家族に成年後見制度について説明（11月：1回） 弁護士事務所にて成年後見制度についての説明（12月：1回）</p> <p>3/13 6区合同研修 虐待防止研修（再掲）</p>
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信		ホームページ等で公表
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り		5年かけて地域連携、研修体系等をつくってこれたように思う。個別支援については知名度も上がり、相談の量も増えてきているが、現在の人数では限界を感じている。
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み		より一層地域連携、研修等をしっかりと行えるようにしていきたい。個別ケースを丁寧に対応すること。そして、地域づくりを意識した対応を心掛けたい。

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和6年度 実績報告書（4月～3月）

花見川区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容	
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり	
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施 業務時間外の緊急時支援の内容	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり 別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり	
3	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	・相談支援事業所相談員からの相談対応、市民（当事者及び家族）から相談支援事業者や事業所等への不満・要望等対応、各専門的相談機関及び行政等からの相談へ助言や情報提供等実施。	
3	地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	・千葉市基幹相談支援センターネットワーク研修委員会 [5/9. 7/11. 9/12. 11/14. 1/9. 3/13] ※詳細は、月次報告書のとおり	
3	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童・保健・医療・教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	・生活自立・仕事相談センター花見川調整会議 [4/26. 5/24. 6/28. 7/26. 8/23. 9/27. 10/25. 11/22. 12/20. 1/24. 2/28. 3/28] ・あんしんケア地域ケア会議 [6/1. 6/25. 9/7. 10/1. 12/7. 12/10. 3/1. 3/25] ・3機関合同研修会（あんしん・生活自立・基幹） [5/14. 9/20. 11/15. 2/14] ・医療的ケアアドバイザリーネータ会議 [4/3. 6/5. 8/7. 10/2. 12/4. 2/6] ・拠点コーディネーター会議 [4/23. 6/27. 8/29. 10/24. 2/27] ・行動障害を考える会 [5/22. 7/25. 9/18. 12/23. 1/15. 3/19] ・就労部会主催意見交換会 [5/10. 9/12. 11/18. 2/8] ・自立支援協議会就労部会 [7/16. 9/17. 11/12. 1/14. 3/25] ・介護保険・障害福祉の理解【主任ケアマネとの交流会2/13】 ・児童発達支援センター指揮作成作業部会 [1/14. 2/18]	
3	学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	・児童養護施設措置の市内家庭児童の紹入居への環境を整え、相談員と連携し面談。4/3 ・不登校生徒に対する相談を受け学校へ赴き助言 7/1 ・繋がりにくい家族への支援会議（八千代特別支援学校）9/18 ・県立千葉特別支援学校「障害福祉サービスについて」講師 1/12	
3	地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	・セルフプラン作成支援。運用や対象、進め方について区高齢障害支援課と協議。 ※詳細は、月次報告書のとおり	
4	地域移行・地域定着の促進の取組	・千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議及び分科会	
5	地域自立支援協議会の運営	・精神疾患の方の消防への頻回救急要請者の理解と対応 ※詳細は、月次報告書のとおり	
6	権利擁護・虐待の防止	・成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 ・障害者等に対する虐待を防止するための取組	・入所施設に入居されている方の家族からの相談 [5/24. 6/21] ・成年後見申し立ての聞き取り調査に同席 1/6 ・保育所から児童相談所が保護対応ケースを相談員に児相への促し
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	・多機関連携による地域連携包摃システム構築事業 ・社会的養護下にある若者の社会的孤立を防ぐための多機関連携による地域連携包摃システム構築事業 ・みんなで考える事例検討会・ヤングケアラー編 ・ころの健康センター・精神疾患の医療・福祉制度へのアプローチ ・医療観察制度研修 ・高次脳機能障害講習会 ・CHIBASHIこども若者未来会議 ・身寄りのない方の死後事務について考える ・厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業「オンライン研修」 ・旧優生保護法についての研修会	
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	・様々な障害種別、各種ニーズに対応できる相談窓口として電話、来所、訪問と相談携帯を問わず対応を行った。また時間外でも連絡が取れる体制を整備した。 ・相談支援事業者だけでなく地域の相談基幹や高齢者、児童・保健・医療・教育・就労等の各種相談機関との連携強化に取り組んだ。 ・本人の権利擁護の為に、必要に応じて成年後見制度に繋げ、申し立てがない場合は行政と連携をして首長申し立てを行った。	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	・昨年度と同様に様々な障害種別、各種ニーズに対応できる相談窓口として、丁寧に対応をしつつ電話、来所、訪問を本人の状況とあわせつつ対応をしていく。 ・地域の体制整備を構築する事は、あらゆる事業を進めていく基盤になる。昨年度以上に、多種多様な関係機関との連携構築を進め地盤を強化する。更に自立支援協議会の運営を通じて地域課題の抽出や問題意識の共有化を図る。 ・地域の相談機能の強化として、基幹相談員及び計画相談支援事業所の相談員の資質向上を目指す。 (参照：※◎R7年度基幹事業計画（令和7年4月1日～9月30日）)	

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和6年度 実績報告書（4月～3月）

稲毛区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施 業務時間外の緊急時支援の内容	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり 別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ※詳細は月次報告の通り。
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・稻毛区相談支援事業所意見交換会：4/11、6/8、8/8、10/10、12/12、2/13 ・6区合同相談支援事業所意見交換会：5/9、7/11、9/12、11/14、1/9、3/13 ・稻毛区1人相談支援事業所の意見交換会：5/23、8/21、12/17、3/11 ※詳細は月次報告の通り
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） ・稻毛区高齢障害支援課との情報交換会：5/17、10/17、2/8 ・あんしん天台圏域事業所交流会に参加 ・生活自立支援調整会議へ参加： 4/25、5/30、6/27、8/29、10/31、1/30、2/27、3/27 ※詳細は月次報告の通り。
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 ・千葉県総合教育センター主催 令和6年度特別支援学級通級担当新任研修講師 ・千葉市精神保健福祉業務担当者会議 職員向け研修講師 ※詳細は月次報告の通り。
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 ・セルフプランの情報提供と作成のサポート。また、利用後は定期的にモニタリングをし、状況の確認と支援調整を実施。 ※詳細は月次報告の通り。
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・山王公民館にて「にも包括」住民向け説明会に参加。 ・にも包括事業 広め隊へ参加。 ※詳細は月次報告の通り。
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート ・退院ケースについては、入院時から病院へ赴き、退院後の居宅での生活に向けた情報提供、支援調整を実施。又、ケースによっては関係機関を参考し、体制整備を行った。 ・ヘルプカードの交付。 ※詳細は月次報告の通り。
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・稻毛区地域部会：4/25、6/28、8/21、10/24、12/26、2/27 ・稻毛区相談支援事業所意見交換会、6区合同相談支援事業所意見交換会、小さな相談支援事業所意見交換会を運営。 ※詳細は月次報告の通り。
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 ・8050世帯、病識の乏しいケース等、関係機関と共に訪問。事業概要、制度について説明。 ※詳細は月次報告の通り。
		障害者等に対する虐待を防止するための取組 ・地域の相談支援事業所や病院等の関係機関より虐待ケースのご相談を受け、関係者会議に参加。今後の対応について話し合い。 ・法人虐待防止委員会主催「障害者虐待防止研修」に参加。 ※詳細は月次報告の通り。
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	・千葉県基幹相談支援センター大会に参加。 ※詳細は月次報告の通り。
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	地域に根差した支援が行えるように努めてきた。地域の相談支援体制の強化においては、稻毛区独自で少人数の相談員を集めた情報交換会を開催。基幹事業所内で行うだけでなく、各事業所に赴き、交流を図ってきた。顔の見える関係を構築し、連携がとりやすくなるように繋げている。
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	障害の種別や年齢、相談内容も多岐にわたり複雑化多様化してきている。一機関のみで対応をするのではなく、多職種の関係機関の皆さんとの連携が大切になってくる。これまで相談や児童等それぞれで意見交換会を開催し、部門毎の関係の構築ははかれてきている。今後は地域部会等も含め、交流の場を広げ、稻毛区全体の質の向上に繋がるような働きかけを行っていきたい。

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和6年度 実績報告書（4月～3月）

若葉区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容	
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり	
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施 業務時間外の緊急時支援の内容	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり 別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり	
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 地域の相談支援事業者的人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	相談支援事業所、あんしんケアセンター等の相談機関と連携し、各種相談への対応を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり 合同研修会：5/9, 7/11, 9/12, 11/14, 1/9, 3/13 若葉区相談支援事業所意見交換会：4/11, 6/13, 8/8, 10/10, 12/12, 2/13 ※詳細は、月次報告書のとおり
		千葉市基幹ネットワーク会議：毎月 医療的ケア専門部会：毎月 拠点コーディネーター会議：毎月 行動障害を考える会：奇数月 若葉区SW連絡会参加：6/27, 3/17 若葉区支え合いのまち推進協議会：7/17, 2/20 若葉区児童系事業所意見交換会：6/18, 8/22, 1/21 6区基幹・主査会議：6/6 ※詳細は、月次報告書のとおり	
		※詳細は、月次報告書のとおり	
		若葉区相談支援事業所意見交換会で計画案とモニタリングも含めて事例発表を行った。 ※詳細は、月次報告書のとおり	
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	※詳細は、月次報告書のとおり
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	淑徳大学若者層向け啓発講座：12/3 にも包括市民向け公民館講座（大宮公民館）：3/8 ※詳細は、月次報告書のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営	若葉区地域部会：4/26, 6/25, 8/27, 10/22, 12/24, 2/18 合同研修会：5/9, 7/11, 9/12, 11/14, 1/9, 3/13 若葉区相談支援事業所意見交換会：4/11, 6/13, 8/8, 10/10, 12/12, 2/13 運営事務局会議：5/23 ※詳細は、月次報告書のとおり
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	※詳細は、月次報告書のとおり
		障害者等に対する虐待を防止するための取組	3/13 合同研修会（ZOOM）虐待防止研修 ※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	各種研修への参加 ※詳細は、月次報告書のとおり	
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	総合的な相談支援の実施では多機関からの新規相談を頂いています。関係者会議への参加、情報提供、利用者宅への同行等を含め、対応・連携を行ってきました。相談システム（ミラクルQ）の導入により基幹内での情報共有、記録時間、記録書類のスリム化を推し進めてきました。 地域の相談支援体制の強化の取組では、地域の相談機関との連携強化のため、若葉区相談支援事業所意見交換会、若葉区地域部会の実施、若葉区児童系事業所意見交換会の開催を行っています。 基幹内で研修委員等の配置を明確にすることで各種会議への取り組みを各担当が責任を持って取り組めるように対応しています。精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業と合同で地域住民に対して精神障害に関する公民館講座を開催しています。	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	次期の取り組みでは基幹ネットワーク会議で設定した重点課題、児童に関しては児童発達支援センターとの連携を行いながら会議の開催等行なっています。 拠点および医療的ケアのコーディネーターを中心に情報資源の集約、マーリングリストの作成など今まで以上に多機関との連携を深めていきます。相談支援事業所の意見交換会では相談支援専門員の不足問題について、仕事の実際とシャドーワークについて集約出来るように取り組んでいきます。 境界知能、診断はないものの支援の必要性を感じるケースが今後増えてくることが予想されます。そのため、幅広い相談に対応出来るように支援の方向性をプログラム化できるような取り組みも継続して検討していきます。	

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和6年度 実績報告書（年次）

緑区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施 業務時間外の緊急時支援の内容	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり 別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3 地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしんケアセンター（鎌取・誉田・土気）、生活自立・仕事相談センター、他市の中核地域支援センター、法律関係者（弁護士・保護司）等と連携し各種相談への対応を実施 ・グループホーム等支援ワーカー・ケアマネジャーからの各種相談への対応を実施 ・千葉市内・外の相談支援事業所からの各種相談への対応を実施 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所意見交換会の企画および開催 ・6区合同研修会の企画および開催 ・専門分野別研修の企画および開催 ・千葉県相談支援従事者研修（初任者・現任）の実施及び講師派遣を実施 ・市原市知的障害者相談員研修会・銀杏の杜への参加 ・千葉県内福祉系大学社会福祉士養成実習生の受け入れ実施 ・千葉県内大学社会介護等体験実習の受け入れ実施 ・千葉県内福祉系大学ボランティア受け入れ実施 ・地域生活定着促進事業関係機関会議に参加し意見交換を実施 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	<ul style="list-style-type: none"> ・緑区内あんしんケアセンターとの情報交換及び連携会議の参加 ・生活自立・仕事相談センター緑との情報交換及び連携会議の参加 ・千葉市内精神科医療機関相談員との交流会に参加し意見交換を実施 ・緑区障害児通所支援事業所との意見交換会の開催 ・千葉市就労移行支援事業所意見交換会に参加 ・千葉県内特別支援学校との情報交換を実施 ・千葉市包括的相談支援事業者連絡会議へ参加 ・緑区多職種連携会議や官民共同勉強会に参加し意見交換を実施 ・医療的ケア時等コーディネーター連携会議に参加し意見交換を実施 ・各部会の会議及び運営を実施 ※詳細は、月次報告書のとおり
	学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県内養護学校及び特別支援学校と情報交換を実施 ・千葉聾学校学校運営協議会の参加 ・市原特別支援学校進路説明会にて福祉サービスについて説明 ・特例子会社にて特別支援学校を含めた関係者会議に参加 ・千葉市立高等特別支援学校高等部3年生向けの見学対応実施 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に緑区障害者基幹相談支援センター内にて、実施方法などについての協議を実施 ・セルフプランの情報提供及び作成支援を行い、定期的にモニタリングを行い、状況確認を実施 ※詳細は、月次報告書のとおり
	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害にも対応した地域包括ケアについて、千葉市精神保健福祉課及び在宅医療・介護連携室と情報交換 ・市原青年矯正センターに出向き、意見交換を実施 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参加 ・当事者団体に出向き障害者基幹相談支援センターの情報提供を実施 ・救護施設「松風園」に出向き意見交換を実施 ・相談支援事業所の相談員にむけ地域移行についての交流会を開催 ※詳細は、月次報告書のとおり

4	地域活性化・地域定着の促進の取組	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業所及び医療機関、教育・保育施設等へ地域特性の情報収集の為、意見交換を実施 ・関係機関との情報共有会や研修に参加し意見交換を実施 ・高齢者施設に向け個別避難計画の説明と協力依頼を実施 ・緑区の関係機関と協力し地域共催で行事を開催 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修に参加 ・千葉県障害者ピアサポート研修に参加 ・サードスペースみらいにて地域の親子へ向けた行事を開催 ・ヘルプマーク・カードの発行対応 <p>※詳細は、月次報告書のとおり</p>
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・緑区地域部会：4/17、6/19、8/21、10/16、12/18、2/18 ・相談支援事業所意見交換会：4/4、6/6、8/1、10/4、12/9、2/6 ・6区合同研修会：5/9、7/11、9/12、11/14、1/9、3/13 ・自立支援協議会運営事務局会議：7/25 <p>※詳細は、月次報告書のとおり</p>
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 障害者等に対する虐待を防止するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用の為の通院同行や申請補助、担当者会議を開催 ・成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークの構築に向けた専門調査会に出席 ・成年後見センター及びあんしんケアセンターと連携し情報提供を実施（本人、家族など関係者等） <p>※詳細は、月次報告書のとおり</p>
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信		<ul style="list-style-type: none"> ・緑区障害者基幹相談支援センターパンフレット作成及び配布 ・各種機会における計画相談事業所、障害福祉サービス事業所等の障害福祉関係機関との情報交換 ・訪問看護ステーションと情報交換 <p>※詳細は、月次報告書のとおり</p>
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り		<p>公募時に提出した「運営に関する調書①」に掲げる①社会的孤立の防止と②緑区ネットワークの強化について、事業運営を行っている。</p> <p>①の社会的孤立については、当事者が福祉のサポートを希望していても提供事業所や計画相談事業所など適切な関係機関と繋がらないケースや、触法障害者や8050問題といった複数の解決すべき課題が複合的に重なり、単一の支援機関では支えきれないケースなどが多く見られることから地域住民とともに障害の有無の垣根を超えて、人とのつながりや地域交流、居場所として、「サードスペースみらい」を開設している。</p> <p>さらに支援を行う上で、②に掲げた区内関係者とのネットワークの強化は必須であり、関係する会議、研修への積極的な参加を行うとともに各関係機関との顔合わせや意見交換、情報交換のための訪問を行った。引き続き地域への理解と協力を求めていく。</p>
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み		<p>引き続き、社会的孤立の防止と緑区内ネットワークの強化を目標として掲げ、支援を行っていく。さらに「サードスペース」を拠点にその機能を活用しながら、地域貢献に主眼を置き、福祉ニーズを掘り起こしながら、地域の特性や実情に応じた社会資源の開発等を行い、地域の課題解決に向けて取り組んでいく。</p> <p>また、ニーズに対しての社会資源が少ないとされる身体障害や医療的ケア、児童関係等の支援に関するサービスについても随時情報を収集し、当事者がそれを必要とした際に滞りなく提供出来るよう、体制を整備する。その他、相談支援事業所が安心してケースへの支援に取り組めるよう、サポート体制を充実させるとともに各種会議や研修を通じて相談支援専門員の支援力向上を図っていく。</p> <p>事業所内部での取り組みとして、年度を通じて、障害者基幹相談支援センターとしての命題である、ワンストップを担う事業所としての役割を果たすため、職員の資質及び知識等のスキルアップを図っていく。</p> <p>令和7年度においては、障害者基幹相談支援センター事業の千葉市からの委託契約期間が令和7年9月末日をもって満了となる。次期公募においても、本法人が引き続き、事業を継続して受託できるよう準備する。</p>

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和6年度 実績報告書（年次）

美浜区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施 業務時間外の緊急時支援の内容	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり 別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 あんしんケアセンター等と連携し、各種相談への対応を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	5/9(木) 相談支援事業所合同研修会開催 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童・保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	4/3 あんしんケアセンター磯辺地域ケア会議に参加 ※詳細は、月次報告書のとおり
	学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	9/25 区内の特例子会社に訪問し、社員に親元を離れての生活についての説明・情報提供を行う。 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	8/25セルフランで支給決定されている方の個別支援会議を開催する。 ※詳細は、月次報告書のとおり
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 実績なし
		7/22 にも包括事業 公民館講座の打ち合わせに参加。 ※詳細は、月次報告書のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	・地域部会実施日：4/19, 6/21, 8/16, 10/18, 12/20, 2/21 ・相談支援事業所意見交換会： 4/11, 5/9, 6/13, 7/11, 8/8, 9/12, 10/10, 11/14, 12/12, 1/9, 2/13, 3/13 ※詳細は、月次報告書のとおり
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 1/9 成年後見制度申請のための診断依頼のため受診同行する。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		障害者等に対する虐待を防止するための取組 5/6 養育困難が見込まれる ※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	1/22 区内に新設のB型事業所を見学し、意見交換を行う。 ※詳細は、月次報告書のとおり
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	地域の支援者同士が気軽に相談し合える関係性は、相談分野では各機関と作ることができるていると感じている。ワンストップの相談体制については、職員の入れ替わり等もあり、担当の頻回な変更等で相談者に迷惑もかけてしまったが、ワンストップで相談を受止めることを大切に総合相談にあたった。
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	相談分野のみならず、地域の就労・児童・居宅等の事業所とも気軽に情報交換できる関係性を構築していく。また、センター内での相談対応が蓄積しているので、相談の傾向や経過のまとめを行い、今後の総合相談に活かしていきたい。

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和6年度 中央区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和7年6月10日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	千葉市基幹相談支援センターネットワークと中央区基幹相談支援センターでの事業計画を市の運営方針や障害者計画に基づき立案して、実行してきた。	運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていくけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取組んだか。	はい	あんしんケアセンター（中央区）、生活自立仕事相談センター中央、保健福祉センター、福祉まるごとサポートセンター等と連携して、地域づくりに取り組んできた。	運営方針	1
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	中央区8050を考える会を開催して、地域のチームワークづくりを行い、どこの窓口に行っても相談が受けられるような対応をした。また、予防的な支援を大事に拠点コーディネーターが関わっている。	運営方針	1
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	法人本部のHPにもアップしている。	運営方針	5
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	行っている。欠員が出ても困らないよう対応している。	募集要領 2次審査項目	9
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	どちらともいえない	毎月の会議を行う予定であったが、行えないときがあった。よりOJTが必要であると考えている。	募集要領 2次審査項目	9
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい		募集要領 2次審査項目	9
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	基幹センターネットワークでの研修、自事業所での研修、その他地域の研修に参加してきた。	運営方針	5
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい		仕様書	2
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい		仕様書	2
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし		仕様書	2
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	一人の専門職員が退職し、引継ぎに1か月以上かけて行った。	仕様書	4
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	該当なし		運営方針	4
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	概ね行っている。	運営方針	4
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	地域での私たちの立場を意識した動きをしてきたつもりである。	運営方針	5
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	法人の色を出さないよう、公正中立を大事に、対応を心掛けてきた。	運営方針	5
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行いますが、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	毎月の意見交換会を行うほか、中央区地域部会については委託事業所、各団体の推薦以外の委員はないようにしている。	運営方針	5
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい		仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	個人情報の取り扱いについては、研修を行う等して、取り扱いには特に注意してきている。	仕様書	4
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	いいえ	書面での同意をとること等をしていない。	仕様書	4
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	苦情の対応の研修は年1回行っている。また、朝会でも対応の仕方については繰り返し話をしている。	募集要領 1次審査項目	
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい		仕様書	4

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	どちらともいえない	記録は可能な限りとっているが、件数が多く、すべての電話の記録をかききれていないところがある。	仕様書	3
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい		仕様書	4
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	本庁とは月1回の管理者会議を行っており、中央区高齢障害支援課とは隔月で打合せをしている。こども家庭、健康課、援護課ともネットワーク構築の会議は行えている。	運営方針	5
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	相談支援から上がってくる困難ケースに隠れた課題については対応するのみでなく、分析や調査を行い、協議会に提案をしている。	運営方針	5
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい		仕様書	3
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	概ねできている。	仕様書	2
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	行っている。更に、公式LINEでの相談を受けている。	仕様書	2
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	可能な限り行ってきた。	運営方針	1
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	概ね行っている	運営方針	2
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	概ね行っている。	運営方針	2
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	福祉センターや行政機関、サービス事業所、安心ケアセンター、医療機関などは連携がスムーズであった。さらに、令和6年度は2回ほど千葉市民生委員の障害者部会での研修や意見交換会をさせていただいたことで、ネットワークが広がった。また中央区の保護司会ともネットワークができた。	運営方針	2
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	概ね障害の診断がない場合でも対応を行ってきた。	運営方針	2
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	概ね行っているが、医療につながることがなければサービスを使うことはできないため、医療受診に拒否的な場合は困難である。	運営方針	2
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	概ね行っている。自分たちでは対応困難な場合、千葉県医療的ケア児等支援センターや千葉県/千葉市発達障害者センターと連携して相談対応を行った場合も多くある。	運営方針	2
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	ご本人の意向があり、且つ必要がある場合にのみ常時の連絡体制の確保をしている。直接基幹相談支援センターでなくとも、他の相談機関からつながる場合での体制も作ることをしている。	運営方針	2
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わるののある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ケアラーの意向が支援を必要としている場合でないとなかなか介入は困難である。	運営方針	2
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	十分とは言えないと思うが、計画相談の方が負担に感じている部分やなかなかやりきれないところの支援を行っている。	運営方針	2
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	令和6年度は強化型取得の勉強会、協働型の勉強会を行った。	運営方針	2
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていふことを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	意見交換会において事例紹介や事例検討会を定期的にしている。研修などにもお誘いしている他にも情報提供などをしている。後方支援と良好な関係構築に努めている。	運営方針	2

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか、特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のために、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域ケア会議や多職種連携会議には企画に入つて参加する等積極的にかかわっている。また、センター主催の会議に応じて、福祉まるごとサポートセンター、地域包括支援センター職員や生活自立仕事相談センター、保健センターにも出席を依頼した。8050部会を開催しており、毎月、近接領域の相談機関と会議をしている。年に1回は市民向けフォーラムの開催をしている。	運営方針	2
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	医療的ケアが必要な方で、相談員につながっていないような方でアンケートで同意を得た方にはこちらから連絡をしている。また、個別避難計画の作成の勉強会、EyeMoTの勉強会、シーティングの勉強会、視線入力の絵画のモノレール展を実施した。	運営方針	1
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	どちらともいえない	地域移行については、地域移行の事業所がなかなかないので、中心的に促進してくださっている「にも」事業と連携をしている。	運営方針	3
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい		運営方針	3
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい		仕様書	5
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	5
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい		仕様書	5
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい	活発な意見をいただきて運営をできていた。	運営方針	3
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	協議会に議題を絞れるような資料作りを行った。	運営方針	3
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	6区で協力して行った。	運営方針	3
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	成年後見支援センターとの連携や、後見申し立てを行った。	運営方針	3
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい		運営方針	3
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	情報提供をしていたが、情報発信が甘かったと思う。	運営方針	4
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	意見交換会にて新しい事業所ができると周知をしました。	運営方針	4
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	民政委員、学校、企業、多職種連携会議などに積極的に参加し、チラシ配布などの周知に取り組んできた。	運営方針	6

「はい」と答えた数
 「いいえ」と答えた数
 「どちらともいえない」と答えた数
 「該当なし」と答えた数
 計

50 (89.3%)
 1 (1.8%)
 3 (5.4%)
 2 (3.6%)
 56 (100.0%)

令和6年度 中央区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R5	R6	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	287	307	20
相談支援事業者の人材育成の支援件数	53	72	19
相談機関との連携強化の取組の実施回数	143	122	-21

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No. 13関係）

	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況（No. 5, 8関係）

資格種別	資格名	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	9	8	-1
	精神保健福祉士	1	1	0
	保健師			0
	保育士		1	1
	相談支援従事者初任者研修修了者	7	8	1
	相談支援従事者現任研修修了者	3	3	0
	主任相談支援専門員	2	1	-1
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	2	2	0
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	1	1	0
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0

令和6年度 花見川区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和7年6月25日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針・千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針・千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	市障害者施策の指針および障害者計画を意識した共生社会の構築に向け、地域の相談基幹と連携した。	運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていくよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取組んだか。	はい	区内の関係機関が主催する会議等の参加したり、関係機関と合同で相談会等を実施したりして努めた。	運営方針	1
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	地域生活支援拠点コーディネーターを軸とした予防的な取り組みや研修会等に取り組んだ。	運営方針	1
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援対応と相談支援事業者への助言や他機関との連携強化の取り組みを行う事を目標に事業計画を作成した。	運営方針	5
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	国家資格（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士）や相談支援専門員資格を有する職員を配置するとともに、主任相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター研修や精神障害者分野別の研修を受けた職員配置を行った。	募集要領 2次審査項目	9
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	各相談員のメンタルを重視し、離脱の無いよう安定し業務できる環境づくりを行った。	募集要領 2次審査項目	9
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	該当なし	今年度、欠員は生じなかった。	募集要領 2次審査項目	9
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	常に変化する状況に職員が対応できるよう関係団体が主催する研修会等に積極的に参加し、参加できていない職員に情報共有する事で取り組んだ。	運営方針	5
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	国家資格のほか、主任相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター、相談支援専門員初任者研修を受けたものを配置した。	仕様書	2
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	該当なし	今年度の職員変更は生じなかった。	仕様書	2
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし	今年度の長期休暇者は生じなかった。	仕様書	2
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	令和6年度末で異動職員の業務の引継ぎについては、内容をしっかりと他職員への共有を実施し円滑に行った。	仕様書	4
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	該当なし	特定相談支援等との兼務については、令和2年度末段階からなし。	運営方針	4
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議を出席を要する件は、必要に応じて参加を行う等の本来の業務を圧迫しないよう努めた。別に委託料等が発生する再犯防止・出所支援委嘱事業等は、市経由の事業として、事前に担当部署とも協議を行った。	運営方針	4
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によつて賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	運営費用は、国、県、市の公費から賄われている事を十分に理解し公正な立場で運営を行う事を務めた。	運営方針	5
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	一般相談においては、人種、信条、性別、社会的身分等の差別なく対応した。事業所や関係機関紹介等がある場合は、相談者の希望や方向性、適性と本人の意思決定を十分に考慮の上、偏ることなく公正・中立性を確保した。	運営方針	5
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行いますが、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	地域自立支援協議会の構成員は、様々な分野から事業者・支援機関・保護者団体等に参加して頂き、課題に対して各々の立場や視点で協議が出来る人員を配置し選定を行った。	運営方針	5
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	基幹相談支援センターの運営にあたっては、市の掲げる障害者施策の方針および障害者総合支援法ほか、障害者虐待防止・個人情報保護等を含む関係法令の遵守を心掛けた。	仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	個人情報の取り扱いには細心の注意を行い配慮をした。また、基幹職員内でも漏洩のないよう研修等を通して指導した。	仕様書	4
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	初回の本人との面談時に、本人に個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の説明を行い、利用登録申請書に個人情報の同意欄に同意を頂いた。	仕様書	4
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	千葉市社会福祉協議会運営適正化委員会の福祉サービス苦情解決事業資料集に則り、事例や対応についてスタッフに共有している。	募集要領 1次審査項目	
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	法人の経理部門において適正に管理運営をしている。	仕様書	4

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	1日単位を業務日誌にて保存。相談者からの個別ケースについては、内容を細かく記録している。問い合わせがあった場合に、担当者が不在でも直近の状況はわかるよう努めている。	仕様書	3
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	職員証を業務時間内においては、常に着用。求められれば提示するとともに必要に応じて名刺の提示も行っている。	仕様書	4
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	市保健福祉局障害福祉サービス課および区内高齢障害支援課、精神保健福祉課、区保健福祉センター内にあるこども家庭課、健康課、社会支援課とも連携に努めている。	運営方針	5
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	地域の支援困難ケースについては、行政および各関係機関と連携し関係者会議の開催を呼びかけるほか、地域自立支援協議会の地域部会、相談支援事業所意見交換会等での事例検討で協議を行っている。また、基幹ネットワーク会議での連携協力を実現している。（区高齢障害支援課障害班、健康課、生活自立・仕事相談センター、ひきこもり地域支援センター等と連携協力）	運営方針	5
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書（月次）」を提出したか。	はい	月次報告は、毎月定められた期日までに提出し、修正があった場合は速やかに修正し提出した。事業計画書、収支予算書、収支決算書は期限を守って提出した。	仕様書	3
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	業務時間外は、転送による電話対応を行い、緊急時の体制整備を整えた。	仕様書	2
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	相談の第一報の大半は、電話による相談手段ではあつた。急な来所等も対応が可能な限り当日の相談として対応。FAXや電子メールは少なかったがどの手段でも受付は行つた。	仕様書	2
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	障害の様々な種別や各種ニーズに対応できるワンストップの総合相談窓口として行つた。自分たちの機関では対処が難しいものは、関係機関に協力を仰ぎつつ行つた。	運営方針	1
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようと共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行つたか。	はい	相談者の立場や想いに寄り添い受けとめつつ相談者が安心してその人らしい生活の実現や継続ができるよう適切に助言等を行つた。	運営方針	2
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	的確な状況把握の為、来所・訪問での面談を通じて細かくお話を聞き状況把握に努めた。どの相談に対しても、専門的な支援の方向性や緊急度の必要性を見立て対処をした。	運営方針	2
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	基幹単独で解決に結びつけられる事案は少ない。その為、地域の様々な社会資源の方々の協力のもと解決に結び付けられる事案の方が多いので、常に活用している。	運営方針	2
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	障害の有無にかかわらず相談ができる窓口として、相談に対処した。本人やご家族が悩んでいる場合は必要に応じて手帳の取得の必要性も一緒に考えた。	運営方針	2
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行つたか。	はい	聴覚障害や外国人等の言語的な理解な部分は必要に応じて通訳等を活用し行つた。適切に相談を行い助言を行つたが、本人の意思決定もありサービス利用に繋がらないケースはあったが、いつでもサービスの利用を検討したい状況に変わるならば、いつでも相談するよう促した。	運営方針	2
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	医療的ケアを必要とする方は、医療的ケアコーディネーターを中心に、必要に応じて対応に長けた専門機関の協力を仰ぎ対応した。重複障害者のケースは自分たちのセンターで対処が難しい場合は、対応に長けた専門機関の協力を仰ぎ対応した。強度行動障害者は、強度行動障害の基礎・実践研修者を中心必要に応じて対応に長けた機関にも協力を仰いだ。	運営方針	2
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行つたか。	はい	全ての緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握には至らないものの、行動障害を考える会のアンケートを通じて事前把握を少しでも行つた。地域生活支援拠点等を進める中で、緊急時に備えた準備としての体験を促した。また計画相談員に対しても対応をしていくケースの緊急時に備えた準備の計画を促した。	運営方針	2
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行つたか。	どちらともいえない	業務を通じてケアラーの健康状態や生活環境等の把握に努め、適切なサービス利用につなげる為に支援を行つたが、本人の支援に対して自らが行う意識が強く、サービスにつなげる事は出来なかつたが、健康状況や生活環境は悪化してはいなかつた。	運営方針	2
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行つたか。	はい	計画相談支援の後方支援として、関係者会議主催の調整協力や社会資源情報の提供を行つた。また計画相談がつくまでの相談者の相談に応じて相談者の意思をもとに、福祉サービス利用までの支援を行い必要に応じてセルフプランでの対応を実施した。更に計画相談を早急にみつけ適切に相談員と繋げた。	運営方針	2
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持つている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行つたか。	はい	昨年度の相談支援事業所意見交換会を踏まえて、機能強化型基本報酬の算定について各事業所個別で促しを行つた。また各事業所も算定に興味をもつたれた事業所も多く確認の連絡等はあつた。	運営方針	2
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなつていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	どちらともいえない	基幹からの困難事例の紹介を行う等の対応や、区内意見交換会等での事例検討会の場として進める事は行つたが、積極的な提供には至らなかつた。	運営方針	2

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域の相談機関等との連携強化は行った。また今年度は、あんしんケアと連携し合同での意見交換会を実施。相談員とケアマネの意見交換の場を作った。また地域ケア会議も引き続き参加したり、あんしん、生活自立、基幹の3者の合同で研修会や相談会等の連携を深めていった。	運営方針	2
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	拠点コーディネーターと協働し、医療的ケアの方のアンケートの共有や行動障害を考える会のアンケート結果等を踏まえ、今後の地域づくりや研修等を考えていく。	運営方針	1
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	どちらともいえない	にも包括事業に参加した。進め隊の幹事として取り組んだ。地域移行支援を促進するために、地域移行手順書等の普及にも取り組んだ	運営方針	3
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参加。その中の分科会である進め隊の幹事として行き参画や協力を行った。	運営方針	3
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	2025年1月に開催。運営報告を作成。	仕様書	5
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	2025年度は、年6回の開催を行った。	仕様書	5
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	2025年度は、区内の単独で年6回、合同研修会として年6回を開催した。	仕様書	5
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい	地域部会では、地域の社会資源の相互理解と現状の課題点について、意見交換を行った。 相談支援事業所意見交換会では、各回のテーマにあわせて意見交換を行った。	運営方針	3
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共に有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	市障害者計画等調査を活用し、障害福祉と相談支援及び基幹相談支援センターに関し、地域や学校におけるプレゼンテーションに活用を行った。	運営方針	3
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	自立支援協議会では、企画・運営を基幹相談支援センターが行い、発表を可能な限り参加者に行って頂く事で負担を分割した。	運営方針	3
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか、また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	本人の判断能力の低下や管理能力が低下している場合は、必要に応じて千葉市成年後見支援センターと連携を行った。 父が急逝し、本人が意思決定等が難しい方については、区高齢障害支援課、計画相談員、本人の受け入れGH事業所と連携し、市長申し立てを進めた。	運営方針	3
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	相談員からの相談や事業所から相談で虐待の疑いがあるケースは、虐待防止センター、区高齢障害支援課、児童相談所との連携を図り対応をした。	運営方針	3
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	該当なし	対象ケースはなかった。	運営方針	4
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	公的および各事業所からの開設等の情報は、必要に応じ共有をつとめた。	運営方針	4
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	相談者、行政、学校、地域の支援機関、企業等など様々な方にワンストップの総合窓口となるように努めるとともに広報を行った。	運営方針	6

「はい」と答えた数 48 (85.7%)
「いいえ」と答えた数 0 (0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数 3 (5.4%)
「該当なし」と答えた数 5 (8.9%)
計 56 (100.0%)

令和6年度 花見川区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R5	R6	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	24	56	32
相談支援事業者の人材育成の支援件数	64	26	-38
相談機関との連携強化の取組の実施回数	194	201	7

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No. 13関係）

	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況（No. 5, 8関係）

資格種別	資格名	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	4	4	0
	精神保健福祉士	2	1	-1
	保健師	0	0	0
	保育士	2	2	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	5	4	-1
	相談支援従事者現任研修修了者	1	0	-1
	主任相談支援専門員	1	0	-1
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	1	2	1
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	1	1	0
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0

令和6年度 稲毛区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和7年6月21日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向けて、運営方針・千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針・千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい		運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていくよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取組んだか。	はい	地区特性や地域の実情の把握に努め、自立支援協議会で課題の共有や検討を行ってきた。	運営方針	1
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	地域生活支援拠点コーディネーターを中心に、各区と連携をして緊急や親亡き後を見据えた支援体制の構築に取り組んだ。早めの成年後見制度の情報提供なども行っている。	運営方針	1
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい		運営方針	5
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等の専門職を配置し、支援を行った。	募集要領 2次審査項目	9
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	週に1回ミーティング、月に1回職員会議を行い、職員の抱える悩みや不安の解消を行った。職員とも定期的に面談を行い、職場定着に繋げている。	募集要領 2次審査項目	9
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	該当なし		募集要領 2次審査項目	9
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	ミーティングや職員会議を通し、職員の資質の向上に努めた。他職種を含め、外部団体の主催する研修会に積極的に参加をしている。	運営方針	5
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい		仕様書	2
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	該当なし		仕様書	2
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし		仕様書	2
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	該当なし		仕様書	4
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	地域の相談支援事業所に引継ぎの相談をし、計画を立てて兼務の解消に努めた。	運営方針	4
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい		運営方針	4
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい		運営方針	5
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	外国籍、LGBTQの方々よりご相談をいただき、公正・中立性をもって対応にあたった。	運営方針	5
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行いますが、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい		運営方針	5
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい		仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	個人情報の取り扱いについては、マニュアルを整備し、個人情報保護に関する研修会を開催。漏えいに繋がらないように十分注意している。	仕様書	4
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	センターへの登録の際に、必ず個人情報の取り扱いについて説明を行い、同意書に署名をいただいている。	仕様書	4
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	当法人（社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会）において、苦情解決に関する規定を整備。相談者からの苦情については毎週末のミーティングで共有の場を作り、解決を図っている。	募集要領 1次審査項目	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい		仕様書	4
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい		仕様書	3
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい		仕様書	4
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	稻毛区保健福祉センター高齢障害支援課と、年に3回情報交換会の場を設け、連携を図った。	運営方針	5
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	支援困難ケースについては、相談支援事業所意見交換会、地域部会、少人数を集めた意見交換会等を通して、事例検討を行った。高齢障害支援課や障害福祉サービス課等とも課題共有を行い、対応を図った。	運営方針	5
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい		仕様書	3
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	業務時間外は輪番で携帯電話に転送をし、対応を行った。	仕様書	2
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい		仕様書	2
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	アセスメントを丁寧にとり、各種ニーズに対応できるよう努めてきた。すぐに対応出来ない場面でも、情報を収集しながら対応を図ってきた。	運営方針	1
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ご本人の不安の傾聴、課題の整理を一緒にを行い信頼関係の構築に努めながら、障害福祉サービスや地域資源の情報提供を行い、利用に繋げた。	運営方針	2
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	近隣住民や民生委員等の多方面からの相談に応じている。場合によっては訪問をし、アセスメントをとり、支援内容を検討して対応を図っている。	運営方針	2
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	各機関が開催する研修会や会議に積極的に参加をし、社会資源の把握と連携に努めた。	運営方針	2
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	診断が出ていない方や手帳をお持ちでない方についても、相談支援を行ってきた。	運営方針	2
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	ニーズが明確ではない方、意思表示が難しい方に関しても定期的に訪問をする等し、関係構築に努め、支援に繋がるよう努めてきた。	運営方針	2
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	医療的ケア児等のコーディネーターを配置。行動障害を考える会を開催し、実態調査にも取り組んだ。専門的な知識や技術を学び、支援に繋がるよう努めた。	運営方針	2
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、事業所内で講義の場を定期的に設け体制の整備に努め、対応を行ってきた。	運営方針	2
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	定期的な状況確認を行う他、適宜情報提供や環境調整を行った。	運営方針	2
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	情報交換会を開催し、状況把握に努めた。個別に相談のあったケースに対しては、助言や後方支援、同行等を行ってきた。また、センターで収集した福祉サービスの情報を定期的に発信した。	運営方針	2
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	算定に関する意向や状況の把握に努め、分析を行った。	運営方針	2

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなつていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	計画相談支援事業所に機能強化型基本報酬の算定に関する意向調査を行い、困難ケースを所持されていた場合は、後方支援を提案。一緒に訪問をする等、良好な関係構築に努めた。	運営方針	2
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療・教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域部会にて、地域の相談機関に参加をしていただき地域課題の共有や連携の強化に取り組んだ。また、地域包括支援センターの主催する多職種連携会議にも積極的に参加している。	運営方針	2
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	医療的ケア児等会議や、行動障害を考える会、地域生活支援拠点事業会議等を通して、各区とも連携を図りながら体制について協議を行ってきた。	運営方針	1
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	はい	千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の会議に参加。また、地域に移行するケースについては地域で安定した生活を送ることが出来るように関係機関と体制整備に努めた。	運営方針	3
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参加。広め隊の委員として活動を行ってきた。また、公民館にて市民向け公民館講座を開催した。	運営方針	3
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい		仕様書	5
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	5
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	奇数月に6区合同意見交換会、偶数月に稻毛区意見交換会を開催してきた。	仕様書	5
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい	開催毎に話し合うテーマを決め、共通認識をもち取り組めるように努めた。今後は、より活発な意見交換ができるような仕組みづくりを検討していきたい。	運営方針	3
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい		運営方針	3
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい		運営方針	3
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	成年後見支援センター等の関係機関と連携を図り、情報提供から申し立てまで支援を行った。	運営方針	3
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	虐待の疑われるケースについて、情報を収集し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図ってきた。ケースによっては、関係者会議等を開催。適切な対応に努めた。	運営方針	3
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい		運営方針	4
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	社会資源について情報を収集し、集約。書面に取りまとめ、メールや文書にて発信を適宜行っている。	運営方針	4
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい		運営方針	6

「はい」と答えた数 52 (92.9%)
「いいえ」と答えた数 0 (0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数 0 (0.0%)
「該当なし」と答えた数 4 (7.1%)
計 56 (100.0%)

令和6年度 稲毛区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R5	R6	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	175	200	25
相談支援事業者の人材育成の支援件数	43	42	-1
相談機関との連携強化の取組の実施回数	165	159	-6

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No. 13関係）

	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
兼務している専門職員数	2	1	-1
兼務している専門職員が担当している利用者数	18	4	-14

3 専門職員の資格取得の状況（No. 5, 8関係）

資格種別	資格名	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	4	3	-1
	精神保健福祉士	1	1	0
	保健師	0	0	0
	保育士	1	1	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	5	5	0
	相談支援従事者現任研修修了者	2	2	0
	主任相談支援専門員	1	1	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	1	2	1
その他の 資格	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	5	4	-1
				0
				0
				0
				0

令和6年度 若葉区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和7年6月20日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向けて、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい		運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていくよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取組んだか。	はい	若葉区地域部会、各種会議の取り組みを情報共有し、地域づくり、顔の見える関係づくりに取り組んだ。	運営方針	1
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	拠点コーディネーター会議を通じた活動で予防的な支援の啓発活動等を行った。	運営方針	1
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい		運営方針	5
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	社会福祉士、精神保健福祉士の配置だけではなく、医療的ケアコーディネーター等の配置も行っている。	募集要領 2次審査項目	9
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい		募集要領 2次審査項目	9
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	いいえ	欠員に関する募集等を実施したが職員の確保には至らなかつた。	募集要領 2次審査項目	9
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	研修会等に積極的に参加を行っている。詳細は若葉区基幹の月次報告に記載を行っている。	運営方針	5
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	いいえ	欠員に関する募集等を実施したが職員の確保には至らなかつた。	仕様書	2
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい		仕様書	2
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし		仕様書	2
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい		仕様書	4
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	令和6年9月～令和7年2月まで特定相談支援との兼務を行った。	運営方針	4
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい		運営方針	4
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	今年度から相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修の一部を担い、実地研修等の協力を実施している。	運営方針	5
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	特定のサービス事業者等に偏ることのないよう対応している。	運営方針	5
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行いますが、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	他分野の相談機関、関係機関に出席を依頼している。1つの分野、領域に留まらない相談が多いことから、より広い視野で協議を進めていくように運営を行っている。	運営方針	5
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい		仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい		仕様書	4
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	電話の場合は口頭で了解を頂き、面談した際には書面で個人情報の取扱いについて同意を得ている。	仕様書	4
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	基幹ミーティング時に適宜実施している。	募集要領 1次審査項目	
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい		仕様書	4

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	2023年9月よりミラクルQを導入、ミラクルQ内で取り扱いを行っている。	仕様書	3
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	原則、職員証を見る形で提示している。ただし、障害という文字に拒否反応を示す方もいるため、臨機応変に対応するように努めている。	仕様書	4
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	業務を円滑に遂行できるよう、ネットワーク構築に努めている。年に1度、千葉市障害福祉サービス課地域支援班、6区主査、6区基幹の会議を実施している。	運営方針	5
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などをを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	若葉区地域部会内での事例検討、その他状況に応じて適切に情報共有を行い、連携を行っている。	運営方針	5
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	何らかの理由で修正等が必要な場合は事前に障害福祉サービス課に相談、報告を行っている。	仕様書	3
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	開所時間以外は転送専用携帯電話に電話転送を行っている。	仕様書	2
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい		仕様書	2
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	障害の有無に関わらず、内容を伺い、必要に応じて他機関紹介も含め、ワンストップの対応を行っている。	運営方針	1
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	住み慣れた地域で暮らしていくための1つの選択肢として障害福祉サービス以外の制度も必要に応じて、情報提供、提案を行っている。	運営方針	2
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	必要に応じて訪問等を行っている。ケースにより他機関への対応を依頼するなど適宜対応している。	運営方針	2
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	若葉区地域部会にオブザーバーとして参加を依頼し、ネットワークの構築に努めている。	運営方針	2
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	障害の診断がついていないケース等でもまずは相談して頂けるように促している。	運営方針	2
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	可能な限り初回面談時は2名対応で齟齬がないように努めている。必要に応じて他機関と連携し、適切に対応できるように対応を行っている。	運営方針	2
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	医療的ケアコーディネーター会議、行動障害を考える会に参加し、専門的な相談内容について会議等で適宜報告を行なながら対応を行っている。	運営方針	2
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	拠点コーディネーター会議等を通して緊急時の対応、緊急事態を予防する仕組みを構築できるように取り組んでいる。	運営方針	2
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わるのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ヤングケアラー等に関するケースがあった際は記載の通りの内容に留意しながら関わるように情報共有を行っている。	運営方針	2
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行つたか。	はい	相談支援事業所から相談を頂く以外に相談支援事業所意見交換会で社会資源の情報共有・事例検討を実施している。	運営方針	2
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行つたか。	どちらともいえない	機能強化型を算定している事業所の把握は行っているものの数が少ない状態にある。取得を阻害している要因に対する支援を行うまでには至っていない。	運営方針	2
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	若葉区相談支援事業所意見交換会、千葉市合同研修会を隔月で実施し、適切な後方支援、関係構築が出来るように努めている。	運営方針	2

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のために、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域包括支援センターに若葉区地域部会への出席依頼を行い、輪番で出席をして頂いている。	運営方針	2
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	医療的ケア児等部会、拠点コーディネーター会議等を通して取り組んでいる。	運営方針	1
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	はい	にも包括の取り組みに協力を働いている。	運営方針	3
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	にも包括広め隊、公民館講座、の実施・協力を働いている。	運営方針	3
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	当番回5月に実施している。	仕様書	5
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	5
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	基本的に奇数月：合同研修会、偶数月：各区意見交換会として実施している。	仕様書	5
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい	年度当初に自立支援協議会の仕組み、役割について説明し、参加者に共通認識を持ってもらえるように取り組んでいる。	運営方針	3
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共にし課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	若葉区地域部会で各種資料の配布及び検討を行っている。課題解決に向けた事例検討も実施している。	運営方針	3
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	参加機関からケースを提出して頂き、他分野でのケース対応、課題について伺いながら進めている。	運営方針	3
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	成年後見、日常生活自立支援事業の必要性があるケースでは成年後見支援センターと連携を行っている。申し立てを行える親族がいない場合は速やかに高齢障害支援課、健康課に相談し、対応を行っている。	運営方針	3
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	随時、若葉保健福祉センター高齢障害支援課に報告を行っている。	運営方針	3
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議の委員として連携を行っている。	運営方針	4
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	主に若葉区相談支援事業所で集約した社会資源等の情報を周知している。	運営方針	4
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	にも包括の公民館講座、若葉区SW連絡会等を通して周知の取り組みを行った。	運営方針	6

「はい」と答えた数
 「いいえ」と答えた数
 「どちらともいえない」と答えた数
 「該当なし」と答えた数
 計

52	(92.9%)
2	(3.6%)
1	(1.8%)
1	(1.8%)
56	(100.0%)

令和6年度 若葉区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R5	R6	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	85	121	36
相談支援事業者の人材育成の支援件数	3	7	4
相談機関との連携強化の取組の実施回数	62	84	22

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No. 13関係）

	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況（No. 5, 8関係）

資格種別	資格名	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	4	3	-1
	精神保健福祉士	1	1	0
	保健師	0	0	0
	保育士	0	0	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	5	4	-1
	相談支援従事者現任研修修了者	1	1	0
	主任相談支援専門員	0	0	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	2	2	0
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	5	4	-1
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0

令和6年度 緑区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和7年7月15日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	千葉市障害者基幹相談支援センター運営方針に基づき、共生社会の構築に向けて、各地域の特性や実情に応じ、効果的な取り組みを意識した。	運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていくけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取組んだか。	はい	区内の障害福祉サービス事業所、あんしんケアセンターなどに赴き、地域の実情について積極的に情報収集した。	運営方針	1
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	拠点機能の役割を果たすべく、ネットワーク会議や地域生活支援拠点等コーディネーター会議に参加し、地域の障害福祉サービス事業所等と連携を図り、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援に向けた取り組みに努めている。	運営方針	1
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい		運営方針	5
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	国家資格や相談支援専門員の資格を有するとともに障害者の支援に携わってきた職員を配置し、さらに医ケアや強行研修を受講するよう努めた。	募集要領 2次審査項目	9
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	業務に安定して取り組めるよう、社会福祉法人において実践を積み重ねてきた職員を核に配置している。ストレスチェックや研修を実施し、ストレス管理に努めている。	募集要領 2次審査項目	9
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	該当なし		募集要領 2次審査項目	9
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	関連する研修会等に積極的に参加し、知識の取得と人材交流を深め、情報共有を行う。実績報告参照。	運営方針	5
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい		仕様書	2
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	主に加算の取得にあたり、職員の変更を行った。事前に障害福祉サービス課に報告を行っている。	仕様書	2
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし		仕様書	2
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	円滑な業務の引き継ぎとともに、ラインワークスの活用等、異動後も連絡のとれる体制をとっている。	仕様書	4
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	仕様書に規定されている職員の養成や採用を行い、兼務の解消に向け、取り組んでいる。	運営方針	4
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし		運営方針	4
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	運営費用は、公費によって賄われていることを理解し、適切な事業運営を意識し、節約、節電を心掛けなど無駄遣いをしないよう常に心掛けている。公用車、P.Cなどの高額備品については、法人内他事業所からの譲渡や安価のものを購入するなどして対応している。	運営方針	5
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	サービス事業所や計画相談事業所の紹介にあたっては、当事者のニーズ、事業所の力量や対応力等に応じて行うことを行っている。	運営方針	5
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行なうほか、地域自立支援協議会の運営を行いますが、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	構成員については、特定の障害種別や分野に偏らない配置を意識し、地域の特性に配慮して設定している。	運営方針	5
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい		仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	障害者基幹相談支援センター運営業務委託契約による事務に係る個人情報の取扱いに基づき運営している。利用者の個人記録等の個人情報書類は鍵のかかる書庫にて保管している。	仕様書	4
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	センターへの利用登録の際に個人情報の取り扱いについての説明を行い、同意をもらっている。	仕様書	4
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	法人の苦情解決に関する規定を作成かつマニュアルを整備している。	募集要領 1次審査項目	
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	法人の経理部門にて適正に管理している。	仕様書	4
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	障がい者相談支援業務サポートシステム「ミラクルQ」にてデータ管理を行っている。	仕様書	3

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	業務中は職員証の着用を義務付けている。	仕様書	4
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	緑保健福祉センターとは些細な事でも情報共有するなど常に連携を図っている。地域部会や地区意見交換会にも参加を促している。	運営方針	5
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などをを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	地域部会では参加者間で緑区の課題を共有すべく取り組んでいる。解決に向けての取り組みは地域部会構成員の意見も踏まえながら今後も実施していく。	運営方針	5
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	所定の期日までに提出し、修正が生じた場合は速やかに対応した。	仕様書	3
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	開所時間外は携帯電話に転送になるように設定し、職員が所持している。職員間の連絡も緊急連絡網（ラインワークス）を整備している。	仕様書	2
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	相談者のニーズに応じた対応を行った。	仕様書	2
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	他の支援機関との役割を明確にする中で、基幹としてなすべきことについては、しっかりと対応している。他機関につなぐ場合は、同行するなどして丁寧に引継ぎを行っている。	運営方針	1
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようと共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	福祉サービスを初めて利用するような不安感が強い相談者の場合、見学同行や申請補助等のサポートを可能な範囲で行った。	運営方針	2
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	緊急対応が必要となった際は関係機関と協働及び連携して、即日に対応を行っている。	運営方針	2
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	日頃から関係機関の会議や行事に参加し社会資源の把握や連携の強化を行っている。それに基づいた地域部会のメンバーを選定している。	運営方針	2
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	誰でもふらっと立ち寄れる場所をコンセプトに相談スペースづくりを行うとともに気軽に相談に乗れる雰囲気づくりを心掛けている。	運営方針	2
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行なったか。	はい	福祉サービスに繋がらない方でも、今後サービスが必要となる可能性のある方には定期的に家庭訪問や様子伺いを行って関係を保持している。	運営方針	2
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	特に医療的ケア児の支援については、千葉県医療的ケア児等支援センターばかりすと連携した対応にあたった。	運営方針	2
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	福祉サービスに繋がらない方でも、今後サービスが必要となる可能性のある方には定期的に家庭訪問や様子伺いを行って関係を保持している。	運営方針	2
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わるのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ケアラーの意思を尊重し支援を行っている。また、今後ヤングケアラー等に適切に対応できるよう研修を受講し理解を深めていく。	運営方針	2
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行なったか。	はい	相談支援事業所の負担を減らすことを意識している。具体的には基幹から相談支援事業所に引き継ぐ場合は、計画相談の様式を用いてアセスメントをとるなどしている。モニタリングが十分に行えないような場合は、相談支援事業所に代わり、様子伺いを行ふことも行っており。また、計画相談から相談があつたケースについては基幹も一緒に事業所探し等を行い、相談しやすい環境と関係を築いている。	運営方針	2
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	2ヵ月に一度の意見交換会を行い、各事業所の実態把握に努めるとともに機能強化型体制加算を取得することで経営状況を良好にしていくことなどの説明をしている。他事業所との協働等の相談や、制度の周知なども行っている。加算取得の支援や検討する啓発活動を行っていく。	運営方針	2
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	計画相談事業所意見交換会において、事例紹介や事例検討の機会を設け、スーパービジョン等を実施した。機能強化型の相談支援事業所には積極的にケースの相談を行ない、必要に応じて後方支援を行っている。	運営方針	2
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域ケア会議や多職種連携会議等に参加している。千葉市緑区内のあんしんケアセンター（鍛取、誉田、土気）とは、障害者基幹相談支援センター共催による居宅介護支援事業者のケアマネジャーと障害者相談支援事業所の相談支援専門員との意見交換および情報共有する機会を企画したことときっかけに、障害者の介護保険移行問題や相互のサービスのあり方を互いに学ぶ機会を設定している。	運営方針	2
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	医療的ケア児コーディネーターと地域生活拠点コーディネーターを配置し、協働して支援を行うことができる体制を整えている。	運営方針	1

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	はい	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、研修や報告会等に積極的に参加している。	運営方針	3
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	「千葉市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」や「進め隊」の構成員を担っている。	運営方針	3
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい		仕様書	5
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	5
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい		仕様書	5
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい	専門的な分野にも参加者が共通認識を持ち、理解を深められるようオブザーバーの追加を行った。	運営方針	3
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	具体的な統計データを活用し、地域課題を抽出し、解決にむけての検討を行った。	運営方針	3
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	企画運営は基幹相談支援センターが担い、特定の分野や領域に偏らない横断的な内容を意識して設定している。	運営方針	3
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	判断能力に応じて、成年後見支援センター等の関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行っている。市長申し立てても状況に応じて対応する。	運営方針	3
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい		運営方針	3
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい		運営方針	4
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	緑区内の障害福祉サービスの事業所を回り、顔合わせ情報交換を行っている。また、基幹に挨拶にきた事業所については情報をまとめ、意見交換会にて発信している。	運営方針	4
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	事業所を訪問した際にはパンフレットを持参し、広報活動を行っている。また学校等についても積極的に連携を図り、身近な相談機関として感じて頂けるよう努力している。	運営方針	6

「はい」と答えた数	53	(94.6%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	0	(0.0%)
「該当なし」と答えた数	3	(5.4%)
計	56	(100.0%)

令和6年度 緑区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R5	R6	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	58	68	10
相談支援事業者の人材育成の支援件数	22	41	19
相談機関との連携強化の取組の実施回数	162	139	-23

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No. 13関係）

	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
兼務している専門職員数	2	3	1
兼務している専門職員が担当している利用者数	30	10	-20

3 専門職員の資格取得の状況（No. 5, 8関係）

資格種別	資格名	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	5	7	2
	精神保健福祉士	0	1	1
	保健師	0	0	0
	保育士	0	0	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	3	6	3
	相談支援従事者現任研修修了者	2	2	0
	主任相談支援専門員	1	1	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	3	5	2
その他の 資格	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	6	5	-1
	介護福祉士	2	2	0
				0
				0
				0

令和6年度 美浜区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和7年6月26日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向けて、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい		運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていくよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取組んだか。	はい		運営方針	1
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	地域のあんしんケアセンターをはじめとした関係各機関と連携し、気になる家庭を発見した場合には同行訪問や関係者会議を実施し必要な情報共有や介入に努めている。	運営方針	1
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい		運営方針	5
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい		募集要領 2次審査項目	9
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	いいえ		募集要領 2次審査項目	9
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	いいえ	欠員が生じた際には、人員補充ができるように求人を出すなどの対応を速やかに実施したが、結果的には職員の確保に時間がかかり、欠員が生じてしまった期間があった。	募集要領 2次審査項目	9
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい		運営方針	5
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	いいえ	欠員が生じてしまった期間があった。	仕様書	2
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい		仕様書	2
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	はい	市へ書面をもって報告したが、代替職員の補充に時間がかかった。	仕様書	2
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい		仕様書	4
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	該当なし		運営方針	4
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし		運営方針	4
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい		運営方針	5
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい		運営方針	5
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行いますが、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい		運営方針	5
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい		仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい		仕様書	4
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい		仕様書	4
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	どちらともいえない	苦情対応マニュアルは整備できているが、研修は実施できていない。	募集要領 1次審査項目	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい		仕様書	4
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい		仕様書	3
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい		仕様書	4
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい		運営方針	5
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などをを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい		運営方針	5
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい		仕様書	3
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	職員が輪番で携帯電話を持ち、緊急時に対応できる体制を整えた。	仕様書	2
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい		仕様書	2
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい		運営方針	1
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい		運営方針	2
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい		運営方針	2
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい		運営方針	2
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	障害の有無を受付の要件とはせずに、相談者の困りごとに焦点を当てて相談対応に心掛けた。また障害の有無を問わずに相談対応する旨を関係機関に周知した。	運営方針	2
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行つたか。	はい		運営方針	2
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	医療的ケアを必要とする方や、強度行動障害の方の相談にも応じた。当センターのみでは相談対応が難しい場合には、ぱらりすや発達障害者センター等の専門機関と連携して助言をいただきながら対応した。	運営方針	2
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行つたか。	はい		運営方針	2
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わるのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行つたか。	はい	ケアラーであることが認められた場合で支援が必要な場合は、関係者や医療機関、児童相談所等、その事例に応じて必要な機関と連携を取り、対応してきた。また、フォーマルな支援を必要としなくとも、ケアラーの意向を確認し、地域の中でインフォーマルの資源の情報提供などを行つた。	運営方針	2
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行つたか。	はい	特に区内の計画相談支援事業所に対しては、連絡を取り合い、困難ケースの伴走等を行つた。また、相談支援事業所意見交換会では、相談支援事業所同士が横で繋がりを作れるよう、それぞれの相談員の考えをお互いに理解しあえるような場となるように務めた。	運営方針	2
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持つている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行つたか。	はい	機能強化型基本報酬の算定に対する意向の確認や連携体制を取つて、機能強化型基本報酬を算定している事業所に講演していただく機会を設けた。	運営方針	2

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなつていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい		運営方針	2
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療・教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域の相談機関とは、顔が見えお互いに声を掛け合える関係性の構築に取り組んできた。特に区内4つのあんしんケアセンターとは、個別ケースや地域の情報交換等、常に連携しているほか、あんしんケアセンター主催の多職種連携会議、地域ケア会議、社会福祉士連絡会議等に参加している。また当センター主催のケース会議等にも随時参加いただいている。	運営方針	2
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい		運営方針	1
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	はい	地域移行支援・地域定着支援を実施している事業所に、意見交換会の場等で、事業について共有いただく等、未実施の事業所が実施を検討できるようにとしてきたが、地域の中で新たな体制整備促進は叶わなかった。	運営方針	3
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい		運営方針	3
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい		仕様書	5
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	5
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい		仕様書	5
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい	委員やオブザーバーが、自分事として話し合いに参加していただけるように、参加者の発言から地域課題を抽出し、毎回のテーマ設定を行った。いずれも発信は基幹センターから発信したものであったため、参加者の発信に基づくテーマ設定や会の運営が今後の課題。	運営方針	3
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい		運営方針	3
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい		運営方針	3
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい		運営方針	3
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい		運営方針	3
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい		運営方針	4
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい		運営方針	4
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	職員が外に出る際には、当センターのパンフレットを持参し、周知の機会に配布するよう取り組んでいる。	運営方針	6

「はい」と答えた数 50 (89.3%)
「いいえ」と答えた数 3 (5.4%)
「どちらともいえない」と答えた数 1 (1.8%)
「該当なし」と答えた数 2 (3.6%)
計 56 (100.0%)

令和6年度 美浜区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R5	R6	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	124	166	42
相談支援事業者の人材育成の支援件数	11	32	21
相談機関との連携強化の取組の実施回数	69	117	48

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No. 13関係）

	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況（No. 5, 8関係）

資格種別	資格名	R6. 4. 1	R7. 4. 1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	3	0
	精神保健福祉士	1	3	2
	保健師	0	0	0
	保育士	1	1	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	3	1	-2
	相談支援従事者現任研修修了者	1	1	0
	主任相談支援専門員	0	0	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	1	2	1
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	2	0	-2
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0